

みどり市
公共施設太陽光発電設備導入可能性調査・基本設計業務
仕様書

みどり市市民部 SDGs 推進課

令和 7 年 4 月

1 本書の位置づけ

みどり市公共施設太陽光発電設備導入可能性調査・基本設計業務仕様書では、みどり市公共施設太陽光発電設備導入可能性調査・基本設計業務（以下、「本業務」という。）において、みどり市（以下、「本市」という。）が選定する事業者（以下、「事業者」という。）の事業遂行に係る具体的な指針並びに本市が事業者に要求する業務水準を示すものである。

2 業務名

みどり市公共施設太陽光発電設備導入可能性調査・基本設計業務

3 業務の目的

本市では、脱炭素社会実現に向け、令和3年12月に「みどり5つのゼロ宣言」を宣言し、宣言1 自然災害による死者「ゼロ」、宣言2 温室効果ガス排出量「ゼロ」、宣言3 災害時の停電「ゼロ」、宣言4 プラスチックごみ「ゼロ」、宣言5 食品ロス「ゼロ」の5つのゼロ達成に向け、ハードとソフト両面から取組を強化し、未来の子どもたちが笑顔で暮らせるよう、市民・事業者・市の協働により、災害に強く持続可能なまちづくりを進めている。また、本宣言に併せて温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指すゼロカーボンシティも表明している。

このような中、令和6年度には地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、策定した計画に基づき、取組を加速させている。

こうした状況を踏まえ、本市の公共施設への太陽光発電設備の導入を計画的かつ効率的に推進するため、太陽光発電設備の導入可能性を調査し、最適な導入規模と具体的な設置方法や太陽光発電設備の導入手法等についての提案書作成と基本設計業務を委託するものである。

また、本業務の調査対象施設は、みどり5つのゼロ宣言の宣言1 自然災害による死者「ゼロ」及び宣言3 災害時の停電「ゼロ」実現に向け、災害時の事業継続性を目的とした蓄電池設備の導入についても検討するものである。

4 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年1月30日（金）まで

5 基本的事項

本業務は、環境省の補助事業である二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）を活用予定であることから、当該補助事業の交付規程、公募要領、実施要領、Q&A集を熟読し、要件等に準拠した提案及び業務実施を行うこと。

なお、契約締結は本補助金が採択・交付決定後に締結するものとする。また、不採択となった場合は、中止または契約時期の延期及び事業規模を縮小することがある。この場合、企画提案者が本公募型プロポーザルのために要したすべての費用については、すべて企画提案者の負担となり、市へ請求することはできないものとする。

6 見積価格上限額

10,600,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

7 業務の内容

上記業務目的を達成するため、本市の公共施設（別表）において、以下の（１）から（３）までの業務を実施する。

業務内容は項目毎に最低限必要な要件を定め、詳細については選定事業者の提案をもとに協議の上、決定するものとする。

（１）調査対象施設等の情報収集・整理及び地域特性、環境特性等の調査・検討

ア 本市の公共施設（別表）に係る建築物及びその敷地について、環境省の太陽光発電設置可能性簡易判定ツールの結果や、建築物の満たす耐震基準や太陽光パネル等が設置可能な屋上等の空きスペースの面積等を勘案したうえで、本市と事業者で協議のうえ、太陽光発電設備の導入が可能な施設を20～25施設抽出する。

イ アで抽出した施設について、下記の①～⑨の情報を収集・整理する。

- ① 基礎データ（建物用途、構造、築年数、規模、屋根や外壁の形状・素材）
- ② 屋根、外壁、空きスペース等における太陽光発電設備設置可能面積
- ③ 施設の電力消費量
- ④ 発電設備導入による建築物等への負荷（構造計算書等を踏まえた太陽光発電設備に対する荷重の影響）
- ⑤ 太陽光発電設備設置位置、発電量、日射量
- ⑥ 各施設の電力使用量を考慮した発電設備の規模
- ⑦ 想定される二酸化炭素排出削減量
- ⑧ 導入手法（自己所有、リース、P P A等）ごとの概算事業費（初期費用、年間費用、電気料金削減効果等）
- ⑨ その他太陽光発電設備の導入検討に当たって必要となる情報

※公共施設は、築年が古い建物が多く、構造計算書がないことも想定されるため、構造計算書がない場合は、一級建築士等の有資格者の知見や建築基準法等の法令の観点から、躯体への影響等を考慮した工法や設置容量を検討すること。

ウ 太陽光発電設備の導入に当たって考慮すべき地域特性、環境特性等の調査を行い、課題を具体的に整理する。

エ 机上検討では不明な点については、建築物や周辺環境等の確認のための現地調査、

聴取調査等を行う。

(2) 優先導入施設の選定及び詳細検討

ア 上記(1)の調査・分析結果を踏まえ、導入可能性に応じて対象施設を優先順位付けし、その中で導入効果が高く、今後優先的に検討を進めていくべき施設（優先導入施設）を15か所程度選定し、以下の項目について現地調査・詳細検討を行う。

- ①電力の需給状況
- ②施設の他の用途との調整
- ③太陽光発電設備設置想定場所における積載荷重による構造確認
- ④設備のメンテナンススペース（工事搬入路、保安スペース）
- ⑤日射条件
- ⑥設置による災害リスク
- ⑦余剰電力の有無及び活用方法（蓄電池の導入等）
- ⑧周辺への影響等を勘案した設備導入のために必要な情報や課題等
- ⑨導入方針・基本計画案の作成に必要な事項

イ 2030年までに設置可能な建築物の50%以上導入に向けた整理を行い、優先導入施設から除外した施設の課題等を整理する。

(3) 優先導入施設における導入方針・基本計画案の作成

上記(2)の結果を踏まえ、優先導入施設における太陽光発電設備の設置について、以下の項目について検討・評価を行った上で、導入方針を含めた基本計画案を作成する。

①事業スキーム

導入手法（自己所有、リース、PPA等）、資金調達方法（補助金の活用等）、概算事業費（維持管理費等含む）等

②導入設備の概要

設置工法、レイアウト、導入容量、蓄電容量（レジリエンス機能）、敷地内余剰スペースの活用等

③想定発電量

発電量／電力需要量シミュレーション、設備稼働率の設定等

④留意すべき個別事情

日陰の範囲、屋上防水シートのメンテナンス時期等

⑤想定される課題と対応方針

施工方法、施設管理上の課題、建築基準法等の法令順守、反射光や騒音等の影響等

⑥導入効果

事業採算性、二酸化炭素排出削減量、その他地域の経済・社会にもたらす波及効果

(4) 基本設計書作成

(3) の調査を踏まえ、太陽光発電設備の導入が可能と判断された施設のうち、自己所有が適していると判断された施設については、太陽光発電設備を導入するための詳細設計業務を発注するに当たり、必要となる仕様書案及び図面等の資料を作成すること。

なお、作成する資料は、(3) で調査する設置工法、レイアウト、導入容量等の調査結果を踏まえた仕様書や太陽光パネルやパワーコンディショナーのレイアウト平面図面等を想定しているが、本市と事業者で協議のうえ決定するものとする。

(5) 打ち合わせ・協議

業務の打ち合わせは、業務着手時、成果品納入時ほか、必要に応じて適宜実施するものとする。

8 成果品

本業務の成果品として、以下の報告書及び成果データを提出するものとする。

- ①業務報告書 2部 (正・副)
- ②報告書概要版 2部 (正・副)
- ③基本設計書 (自己所有と判断された施設のみ) 2部 (正・副)
- ③打合せ記録 一式
- ④その他調査関連資料 一式
- ⑤上記の電子データ 一式

詳細設計業務発注用の仕様書案の電子データについては、PDFの他、加工可能な形式のものを用意すること。

- ⑥その他必要と認められるもの 一式

※本業務で得たすべての成果品は市に帰属するものとし、市の承諾を得ずに許可なく第三者に貸与及び公表してはならない。

9 納品場所

本業務の成果品の納入先は、みどり市市民部 SDGs 推進課とする。

10 貸与資料

本業務を遂行するため、市が保有する資料が必要な場合には貸与するものとする。

11 情報セキュリティ及び秘密の保持

受託者は、市の情報資産の安全性を確保するものとする。特に、個人情報の漏洩が起きないように細心の注意を払うものとし、また、業務の遂行上知り得た情報は他人に漏らしてはならない。また、本業務の完了後においても同様とする。

1 2 その他

- (1) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、市と受託者とは常に密接な連絡を取り、その内容についてはその都度受託者が書面（打合せ記録）を作成し、相互に確認する。

なお、打合せ協議等の迅速かつ密接な連絡体制確保のため、受託者はリモートによる会議等の環境整備を整えるものとする。

- (2) 成果品の著作権・利用権は、本市に帰属し、市の承諾を得ずに許可なく第三者に貸与及び公表してはならない。また、成果物に含まれる委託者又は第三者が権利を有する著作物等の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

なお、納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行うものとする。

- (3) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに訂正、補正等の措置を行うものとし、かかる経費は、受託者の負担とする。

- (4) 本仕様書に記載している業務の全部又は一部を本市の許可なく、第三者に委託してはならない。

- (5) 本仕様書に定めのない事項又は業務遂行上の疑義が生じた場合については、双方協議のうえ決定するものとする。

1 3 担当課

みどり市市民部 SDGs 推進課

所在地〒379-2395 群馬県みどり市笠懸町鹿 2952 番地

電話 0277-76-0985（課直通）

メールアドレス sdgs-suishin@city.midori.gunma.jp

別表

施設番号	施設名	建築物名称	住所
1	笠懸し尿貯留場		みどり市笠懸町阿左美1577番地1
2	みどり市笠懸小学童クラブ	旧みどり市第2親老児童館	みどり市笠懸町鹿4637番地5
3	介護予防複合施設（いきいきセンター）		みどり市大間々町大間々1378-1
4	老人福祉センター・高齢者生活福祉センター		みどり市東町花輪114-3
5	笠懸小学校		みどり市笠懸町鹿346番地
6	笠懸小学校	体育館	みどり市笠懸町鹿346番地
7	笠懸東小学校		みどり市笠懸町阿左美1010番地
8	笠懸東小学校	体育館	みどり市笠懸町阿左美1010番地
9	笠懸北小学校		みどり市笠懸町阿左美3730番地
10	笠懸北小学校	体育館	みどり市笠懸町阿左美3730番地
11	笠懸西小学校		みどり市笠懸町鹿3060番地1
12	笠懸西小学校	体育館	みどり市笠懸町鹿3060番地1
13	大間々北小学校		みどり市大間々町桐原653番地
14	大間々北小学校	体育館	みどり市大間々町桐原653番地
15	大間々南小学校		みどり市大間々町大間々884番地
16	大間々南小学校	体育館	みどり市大間々町大間々884番地
17	大間々東小学校		みどり市大間々町大間々456番地1
18	大間々東小学校	体育館	みどり市大間々町大間々456番地1
19	笠懸中学校		みどり市笠懸町鹿362番地
20	笠懸中学校	体育館	みどり市笠懸町鹿362番地
21	笠懸南中学校		みどり市笠懸町阿左美829番地
22	笠懸南中学校	体育館	みどり市笠懸町阿左美829番地
23	大間々中学校		みどり市大間々町桐原217番地
24	大間々中学校	体育館	みどり市大間々町桐原217番地
25	大間々東中学校		みどり市大間々町大間々1829番地1
26	大間々東中学校	体育館	みどり市大間々町大間々1829番地1
27	あずま小中学校		みどり市東町神戸10番地
28	あずま小中学校	体育館	みどり市東町神戸10番地
29	教育庁舎		みどり市大間々町大間々235-6
30	大間々学校給食センター		みどり市大間々町大間々519番地
31	福岡中央小学校	校舎	みどり市大間々町浅原1500-2
32	多世代交流館	体育館	みどり市大間々町塩原363番地
33	笠懸図書館	図書館	みどり市笠懸町鹿373番地
34	大間々図書館	図書館	みどり市大間々町大間々1332番地3
35	笠懸野文化ホール	ホール	みどり市笠懸町阿左美1579番地1
36	笠懸公民館	公民館	みどり市笠懸町阿左美1581番地1
37	市民体育館	駐車場	みどり市笠懸町阿左美1714-2
38	東運動公園社会体育館	体育館	みどり市東町座間378-4
39	みどり市役所	大間々庁舎	みどり市大間々町大間々1511番地
40	みどり市ボルダリング施設	旧東中学校体育館	みどり市東町神戸32番地
41	東支所		みどり市東町花輪205番地2
42	沢入地区共同交流生活ハウス「いきがい」		みどり市東町沢入491番地
43	浅原体験村	みどりの館	みどり市大間々町浅原590-14
44	富弘美術館	富弘美術館	みどり市東町草木86番地